

# ご利用規約

2024年3月15日

株式会社 bitFlyer

本利用規約（以下「本規約」といいます。）には、株式会社 bitFlyer（以下「当社」といいます。）の提供する暗号資産の販売・買取、暗号資産関連店頭デリバティブ取引その他関連サービスのご利用に当たり、登録ユーザーの皆様にご遵守していただくかなければならない事項および当社と登録ユーザーの皆様との間の権利義務関係が定められております。当該サービスを登録ユーザーとしてご利用になる方は、本規約に同意する前に、必ず全文お読みくださいますようお願いいたします。

## 第 1 条 適用

1. 本規約は、本サービス（第 2 条に定義）の利用に関する当社と登録ユーザー（第 2 条に定義）との間の権利義務関係を定めることを目的とし、登録ユーザーと当社との間の本サービスの利用に関わる一切の關係に適用されます。
2. 当社が当社ウェブサイト（第 2 条に定義）上で随時掲載する本サービスに関するルール、諸規定等は本規約の一部を構成するものとします。

## 第 2 条 定義

本規約において使用する以下の用語は各々以下に定める意味を有するものとします。

1. 「知的財産権」とは、著作権、特許権、実用新案権、商標権、意匠権、当社またはその関係会社が開発または提供する各種 API 等で取得可能な取引価格等を含むデータ、チャット書込や当社 E メール等の内容等を含む文書、データベース、ウェブサイト、グラフィック、ソフトウェア、アプリケーション、プログラム、コード等に関連する全ての権利、その他の知的財産権（それらの権利を取得し、またはそれらの権利につき登録等を出願する権利を含みません。）を意味します。
2. 「当社ウェブサイト」とは、そのドメインが「bitflyer.jp」、「bitflyer.com」、「bitflyer.org」および「bitflyer.net」である当社が運営するウェブサイト（使用するデバイスは問いません。理由の如何を問わず当社のウェブサイトのドメインまたは内容が変更された場合は、当該変更後のウェブサイトを含みます。）を意味します。
3. 「登録希望者」とは、第 3 条において定義された「登録希望者」を意味します。
4. 「登録情報」とは、第 3 条において定義された「登録情報」を意味します。
5. 「登録ユーザー」とは、第 3 条に基づき本サービスの利用者としての登録がなされた個人または法人を意味します。
6. 「本サービス」とは、当社が提供するビットコイン販売所およびアルトコイン販売所（以下「販売所」といいます。）という名称の暗号資産販売・買取サービス、bitFlyer Lightning（取引所を含みます。以下、同様とします。）という名称の登録ユーザー間で暗号資産を売買する場を提供するサービスおよび登録ユーザーと当社の間で暗号資産関連店頭デリバティブ取引を行うサービス、その他関連サービス（理由の如何を問わずサービスの名称または内容が変更された場合は、当該変更後のサービスを含みます。）を意味します。
7. 「利用契約」とは、第 3 条第 3 項に基づき当社と登録ユーザーの間で成立する、本規約の諸規定に従った本サービスの利用契約を意味します。
8. 「暗号資産」とは、当社が取扱う暗号資産を意味し、「暗号資産関連店頭デリバティブ取引」とは、金融商品取引法第 2 条第 22 項第 2 号において定義される指標先渡取引のうち、当社の定める暗号資産（以下「参照暗号資産」といいます。）の価格等に基づき算出した指標を参照し登録ユーザーと当社の間で取引されるものを意味します。
9. 「内部者」とは、以下の各号のいずれかに該当するものを意味します。

1. 当社が取り扱う暗号資産の発行者および管理者並びに当社が行う暗号資産関連店頭デリバティブ取引の参照暗号資産の発行者および管理者
  2. 1の者の関係会社
  3. 1および2に掲げる者の主要株主
  4. 1および2に掲げる者の役員
  5. 4に掲げる者でなくなった後1年以内の者
  6. 4に掲げる者の配偶者および同居者
  7. 1および2に掲げる者の従業者
  8. 暗号資産取扱業者の主要株主、役員、従業者および暗号資産関連デリバティブ取引を行う金融商品取引業者の主要株主、役員、従業者
10. 「暗号資産関係情報」とは当社が現に取り扱うもしくは取り扱おうとする暗号資産または当社が暗号資産関連店頭デリバティブ取引の原資産として定めるもしくは定めようとする暗号資産もしくは暗号資産関連金融指標に関する暗号資産に関する公表されていない当社および他の暗号資産取扱業者（国内外、登録の有無を問わず、暗号資産関連デリバティブ取引を含む暗号資産関連取引を事業として行う者をいう。以下同じ。）並びに前項で定義する内部者に係る重要な情報であって、当社の利用者の当該暗号資産または当該暗号資産を参照する暗号資産関連店頭デリバティブ取引に係る取引判断（取引の対象となる暗号資産の種類、数および価格並びに売買または交換の別、方法および時期についての判断または暗号資産関連店頭デリバティブ取引の内容および時期についての判断をいう。）に著しい影響を及ぼすと認められる情報を意味します。

### 第3条 登録

1. 本サービスの利用を希望する者（以下「登録希望者」といいます。）は、本規約を遵守することに同意し、かつ当社の定める一定の情報（以下「登録情報」といいます。）を当社の定める方法で当社に提供することにより、当社に対し、本サービスの利用の登録を申請することができます。
2. 登録希望者は、過去および現在、自らが以下の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
  1. 反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者を意味します。以下、同様とします。）である
  2. 資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営もしくは経営に協力もしくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流もしくは関与を行っている
3. 当社は、当社の基準に従って、登録希望者の登録の可否を判断し、当社が登録を認める場合にはその旨を登録希望者に通知し、この通知により登録希望者の登録ユーザーとしての登録は完了したものとします。登録を認めなかった場合でも、当社は、当該登録希望者にその理由を明らかにする義務を負わないものとします。なお、当社は、登録の可否にかかわらず、登録希望者から受領した書類等を返還する義務を負わないものとします。
4. 前項に定める登録の完了時に、本規約の諸規定に従った本サービスの利用契約が登録ユーザーと当社間に成立し、登録ユーザーは本サービスを当社の定める方法で利用できるようになります。
5. 当社は、登録希望者が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、登録を拒否することがあります。
  1. 当社に提供された登録情報の全部または一部につき虚偽、誤記または記載漏れがあった場合
  2. 未成年者、成年被後見人、被保佐人もしくは被補助人のいずれかである場合、または任意後見監督人の選任により任意後見が開始されている場合
  3. 反社会的勢力等である、もしくは資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営もしくは経営に協力もしくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流もしくは関与を行っている、あるいは過去5年以内にそれらであったと当社が判断した場合

4. 第8条または第12条に掲げる行為を行っているまたは行ったことがあると当社が判断した場合
5. 当社が本サービス提供を行わない国もしくは地域に居住している場合、または当社任意の条件に当てはまり当社が本サービス提供を行えない場合
6. 外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）の実施に関する国際的な税務コンプライアンスの向上および FATCA 実施の円滑化のための米国財務省と日本当局の間の相互協力および理解に関する声明（FATCA 声明）にいう特定米国人である可能性があるとして当社が判断した場合
7. その他、当社が登録を適当でないとして判断した場合

#### 第4条 登録情報の変更等

1. 登録ユーザーは、登録情報に変更があった場合は、遅滞なく、当社の定める方法により、当該変更事項を当社に通知し、当社から要求された資料を提出するものとします。
2. 登録ユーザーは、外国政府等の重要な公人（Politically Exposed Persons）等、または外国政府等の重要な公人（Politically Exposed Persons）等の親族に該当し、または該当することとなった場合、必ずその旨を当社に届け出るものとします。
3. 登録ユーザーは、家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始されている、もしくは開始されることとなった場合、または、家庭裁判所の審判により任意後見監督人の選任がなされ任意後見が開始されている、もしくは開始されることとなった場合、必ずその旨を当社に届け出るものとします。
4. 当社は、登録ユーザーが前各項の届出を怠ったこと、あるいは届出が遅延した場合等により登録ユーザーに発生した損害について、責任を負わないものとします。

#### 第5条 パスワードおよびユーザーIDの管理

1. 登録ユーザーは、自己の責任において、パスワード（ログインパスワード、API シークレット、秘密鍵、認証コード、暗証番号その他いかなる名称のものを含みます。以下、同様とします。）およびユーザーID（ログイン ID、アカウント ID、API キーその他いかなる名称のものを含みます。以下、同様とします。）を設定、管理および保管するものとし、これを第三者に利用させたり、貸与、譲渡、名義変更、売買等をしたりはならないものとします。
2. 登録ユーザーのパスワードおよびユーザーIDを使用した第三者による本サービスの利用は、登録ユーザーによる本サービスの利用とみなします。パスワードまたはユーザーIDの管理不十分、使用上の過誤、漏洩、第三者の使用、盗用等（登録ユーザー本人が入力したか否かにかかわらず、パスワードまたはユーザーIDの一致により当社が本人認証を行い、本サービスの利用が行われたこと（例えば、登録ユーザーが利用するメールサービス等の他社のサービスでパスワードまたはユーザーIDが盗まれるなどした結果、本サービスの利用が行われたことを含みます。）を直接または間接の理由として損害が生じた場合を含みます。）による損害の責任は登録ユーザーが負うものとし、当社は責任を負いません。ただし、別途当社が認める場合を除きます。
3. 登録ユーザーは、パスワードまたはユーザーIDが盗まれたり、第三者に使用されたりしていることが判明した場合には、直ちにその旨を当社に通知するとともに、当社からの指示に従うものとします。

#### 第6条 料金および支払方法

1. 本サービスの利用に当たっては、登録ユーザーは、当社が別途定める手数料その他のサービス利用料を支払うものとします。
2. 登録ユーザーが利用料金の支払を遅滞した場合、登録ユーザーは年 14.6%の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。
3. 日本国内に居住されていない登録ユーザーにつきましては別途当社の定める追加手数料がかかります。
4. 登録ユーザーが当社所定の期日までに必要な代金または料金等を支払わず、登録ユーザーの

当社への債務が存続する場合、当社は当該債務と登録ユーザーの当社に対する一切の債権を、その債権の期限にかかわらず、事前通知なしにいつでも相殺することができます。この場合、当社は、事前通知なしに当社の任意のタイミングで、登録ユーザーの金銭または暗号資産の払出指示を取消すこと、注文を取消すこと、保有資産を処分すること、残存する暗号資産関連店頭デリバティブ取引の建玉を反対売買等により決済すること、当社任意のレートで通貨を転換すること等、必要であると当社が判断する処理ができるものとします。相殺および当該処理により発生した損失等について当社は責任を負いません。

5. 前項による相殺の場合、債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を相殺実行の日までとし、利率、料率および外国通貨または暗号資産の換算に用いる標準については、当社の定めによるものとします。また、当社に対する債務の弁済または相殺の場合において、登録ユーザーの債務全額を消滅させるに足りないときは、当社が適当と認める順序方法により充当することができるものとします。

## 第7条 本サービスの利用

1. 登録ユーザーは、有効に登録ユーザーとして登録されている期間内に限り、本規約の目的の範囲内でかつ本規約に違反しない範囲内で、当社の定める方法に従い、本サービスを利用することができます。登録ユーザーは、本サービスの利用においては、本規約、当社ウェブサイト上で提供する説明書面、リスクその他の情報等を熟読し、暗号資産の売買を含む本サービスの内容、仕組みおよびリスク等を理解の上、自らの判断と責任において利用を行うことを承諾するものとします。
2. 本サービスの提供を受けるために必要な、コンピューター、ソフトウェアその他の機器、通信回線その他の通信環境等の準備および維持は、登録ユーザーの費用と責任において行うものとします。
3. 登録ユーザーは、自己の本サービスの利用環境に応じて、コンピューター・ウィルスの感染の防止、不正アクセスおよび情報漏洩の防止等のセキュリティー対策を自らの費用と責任において講じるものとします。
4. 本サービスのうち、販売所における、暗号資産の売買に関する利用条件は以下の通りです。
  1. 登録ユーザーは、当社が定める方法に従って暗号資産の売却の注文および購入の注文をすることができます。暗号資産を購入および売却する価格は、当社所定の方法により決定する価格によるものであり、これに関して登録ユーザーは一切異議を申立てないものとします。当社は、暗号資産の売買の成立を登録ユーザーに約束または保証するものではありません。
  2. 前号の規定により価格が決定した時点で、登録ユーザーおよび当社との間に暗号資産の売買に関する契約が成立したものとみなします。登録ユーザーは、当該契約が成立した時点で当該条件に拘束され、以降は撤回できないことをあらかじめ承諾するものとします。
5. 本サービスのうち、bitFlyer Lightning における、暗号資産の売買に関する利用条件は以下の通りです。
  1. bitFlyer Lightning における暗号資産の売買は、主に暗号資産を売りたい登録ユーザー（以下「売主」といいます。）と買いたい登録ユーザー（以下「買主」といいます。）をマッチングさせるための場を当社が提供することにより行われます（一部、当社が売買の当事者となる場合があります。）。当社は、登録ユーザー間の暗号資産の売買を媒介しますが、暗号資産の売買の成立を登録ユーザーに約束または保証するものではありません。
  2. 売主および買主は、当社が定める方法に従って暗号資産の売却の注文および購入の注文を提示することができます。暗号資産を購入および売却する価格は、売主および買主が提示した価格の合致により決定するものであり、当該価格に関し当社は責任を負いません。
  3. 両者の提示する金額が合致した時点で、売主および買主の間に暗号資産の売買に関する契約が成立したものとみなします。登録ユーザーは、当該契約が成立した時点で当該条件に拘束され、以降は撤回できないことをあらかじめ承諾するものとします。

- す。
4. 登録ユーザーの注文が、当社が既に受注している当該登録ユーザー自身の他の注文と対当する可能性がある場合（条件が合致して約定が成立する可能性がある場合を指します）には、当該注文を出すことはできません。
6. 本サービスのうち、**bitFlyer Lightning** における、暗号資産関連店頭デリバティブ取引に関する利用条件は以下の通りです。
1. **bitFlyer Lightning** における暗号資産関連店頭デリバティブ取引は、登録ユーザーと当社の間で相対取引により暗号資産関連店頭デリバティブ取引契約を締結することにより行われます。当社は、当社が成立させることができる数量の範囲内でのみ、登録ユーザーとの間で暗号資産関連店頭デリバティブ取引を成立させますが、暗号資産関連店頭デリバティブ取引の成立を登録ユーザーに約束または保証するものではありません。
  2. 登録ユーザーは、当社が定める方法に従って暗号資産関連店頭デリバティブ取引の注文を提示することができます。当社は、別の登録ユーザーから受けた反対方向の注文の数量と、当社内で自己勘定取引を行う部門が必要とする数量の合計を、当社が登録ユーザーの暗号資産関連店頭デリバティブ取引に応じることのできる数量として価格毎に提示します。当社は、登録ユーザーに提示した数量を超えて登録ユーザーと暗号資産関連店頭デリバティブ取引を行うことはありません。
  3. 登録ユーザーと当社が各々提示する価格および数量に関する条件が合致した時点で、登録ユーザーと当社との間に暗号資産関連店頭デリバティブ取引に関する契約が成立したものとみなします。登録ユーザーは、当該契約が成立した時点で当該条件に拘束され、以降は撤回できないことをあらかじめ承諾するものとします。
  4. 登録ユーザーの注文が、当社が既に受注している当該登録ユーザー自身の他の注文と対当する可能性がある場合（条件が合致して約定が成立する可能性がある場合を指します）には、当該注文を出すことはできません。
  5. 登録ユーザーが取引できる数量、建玉（ポジション）等は、当社が定める範囲内とし、当該範囲を超える注文を当社は執行しません。登録ユーザーの証拠金が不足することとなる注文についても、当社は執行しません。なお当社は、別の登録ユーザーから受ける注文の数量との対比で過大な数量の建玉を保有している登録ユーザーに対して、当社が求める範囲内まで保有する建玉の数量を削減するよう求める通知を行うことができます。当該通知を受けた登録ユーザーは、当社が求める期限までに保有する建玉の数量を削減するものとします。
7. 本サービスのうち、**bitFlyer Lightning** における、暗号資産関連店頭デリバティブ取引に関する証拠金差入条件は以下の通りです。
1. 登録ユーザーは、当社と暗号資産関連店頭デリバティブ取引を行うにあたり、暗号資産関連店頭デリバティブ取引から生じる当社に対するお客様の一切の債務を担保するために、当社に対して当社が定める金額以上の証拠金を当社の定める方法により当社に預託するものとします。なお、登録ユーザーは、自ら保有し当社へ預入れている暗号資産を当該証拠金として充当することができます。この場合において当該暗号資産の評価方式は当社が定めることとし、当社は評価方式を予告なく変更することができます。
  2. 当社は、暗号資産関連店頭デリバティブ取引により差損益金が生じた場合、登録ユーザーに事前に通知することなく、差益金は証拠金（前号に基づき証拠金の代用として差入れられた暗号資産を含む。以下同じ。）に加算し、差損金は証拠金から控除することができるものとします。
  3. 登録ユーザーは、新規の本取引を開始してから決済を行うまでの期間、当社の定める登録ユーザーの取引に係る維持すべき証拠金額の水準（以下「証拠金維持率」といいます。）以上の額を常に保持しておくものとします。
  4. 当社は、法令等の改正または経済情勢等の変化に伴い証拠金維持率を合理的に変更できることとし、証拠金維持率を変更したときは、登録ユーザーの建玉（ポジション）の証拠金に対しても変更後の証拠金維持率を適用するものとします。
  5. 前各号に定めるほか、暗号資産関連店頭デリバティブ取引に係る証拠金の取扱いに

については当社の定めるところに従うものとします。

8. 本サービスのうち、**bitFlyer Lightning**における、暗号資産関連店頭デリバティブ取引に関するロスカット取引についての条件は以下の通りです。
  1. 登録ユーザーの建玉（ポジション）が、当社がロスカットルールとして定める基準に該当した場合、当社は任意に、登録ユーザーに通知することなく、お客様の計算において反対売買することができるものとします。この場合において当社は、当社が暗号資産関連店頭デリバティブ取引を成立させることができる数量として提示している価格毎の数量の範囲内でのみロスカット取引を執行するものとします。その結果としてロスカットルールに該当した際、ただちにロスカット取引を執行できなかったとしても、当社はその責を負わないものとします。
  2. 前号による反対売買の結果、ロスカットルールに設定した値幅以上の損害が発生した場合においても、当社はその責を負わないものとします。
  3. ロスカットルールは当社の判断によって変更することができるものとします。
9. 登録ユーザーアカウントへの金銭または暗号資産の預入、および同アカウントからの金銭または暗号資産の払出に関する利用条件は以下の通りです。
  1. 登録ユーザーは、当社所定の方法により、登録ユーザーアカウントへの金銭または暗号資産の預入を行うことができるものとします。金銭または暗号資産の預入は、登録ユーザーの振込その他の手続の完了時点ではなく、当社がその金銭または暗号資産を確認の上、受入れた時点をもって預託されたものとします。なお、当社の事前の承諾なく、当社の指定と異なるアドレスに暗号資産を預入または送付した場合または当社が取扱を行っていない法定通貨、暗号資産、トークンその他いかなる形態のもの（以下、「サービス対象外の通貨等」といいます。）を登録ユーザーアカウントに送付または預入を行った場合の責任は登録ユーザーが負うものとします。当社は、当社の指定と異なるアドレスに預入または送付された暗号資産および登録ユーザーアカウントへ送付または預入れられたサービス対象外の通貨等を返還または補償する義務を負わず、返還に応じる場合であっても、返還にあたって生じる費用等を徴収することができるものとします。また、送付、預入、返還その他の過程において、当社の指定と異なるアドレスに預入または送付された暗号資産またはサービス対象外の通貨等に係る資産が失われるリスクがあります。これらにより登録ユーザーに生じた損害について当社は責任を負いません。
  2. 当社は、登録ユーザーの要求により、当社所定の方法に従い、登録ユーザーアカウントからの金銭の払出しまたは暗号資産の送付に応じます。登録ユーザーは、自己の責任において払出先または送付先を指定することとし、当社は、登録ユーザーの指図に従って金銭の払出しまたは暗号資産の送付を行った場合は、かかる金銭または暗号資産について責任を免れ、当社は、登録ユーザーが提供した払出先または送付先の情報の正確性および有効性について責任を負いません。また、登録ユーザーが個人情報保護法第2条第5項における個人情報取扱事業者である場合は、暗号資産の送付を行うにあたって予め暗号資産の送付先の受取人本人から、当該受取人の氏名および送付先の暗号資産アドレスが当社に通知されることについての同意を取得したうえで当社に暗号資産の送付を依頼するものとします。
  3. 当社は、登録ユーザーからの依頼により、登録ユーザーが申告した者を受取人として他の暗号資産交換業者宛に暗号資産の送付を行う場合で、かかる送付が次の各号のいずれにも該当する場合、日本暗号資産取引業協会の自主規制規則に従い、登録ユーザーの個人データのうち、①氏名、②住所または顧客識別番号、③送付元の暗号資産アドレス、④送付先の暗号資産アドレスを当該暗号資産交換業者に通知します。これは、FATF 勧告、FATF ガイダンスおよびその解釈ノートに基づく国際的要請に応え一般社団法人日本暗号資産取引業協会の自主規制規則により義務付けられるものであり、テロリストその他の犯罪者が自由に暗号資産の移転取引のシステムを利用することを防ぎ、かかる利用があった場合その利用を追跡可能とすることをその目的とするものです。登録ユーザーは、当社が本号に基づく通知を行うことに伴い、登録ユーザーの知り得る限り最新かつ正確な個人データを当社に提供し、提供した個人データを当社が取得および保存し、他の暗号資産交換業者に提供を行う

ことに同意するものとします。

- (1) 国内の暗号資産交換業者が管理する暗号資産アドレス宛の送付であること
  - (2) 暗号資産の送付依頼人と受取人が同一の自然人または法人であること
  - (3) 送付対象の暗号資産がビットコインまたはイーサリアムであること
  - (4) 送付対象の暗号資産の時価額が円貨換算額で 10 万円を超えること
4. 登録ユーザーが前号に同意しない場合は、当社は暗号資産の送付を行わないものとし、かかる送付を行わなかったことにより発生した損失等についての責任を負いません。
  5. 前号にかかわらず、ハッキング・その他の方法による当社資産または預かり資産の盗難等により、特定の暗号資産による返還が困難と認められる場合には、当社は、当社が定めるレートにより換算した金銭または他の暗号資産で返還することができるものとします。
  6. 前各号に従って当社が登録ユーザーアカウントについて暗号資産の受入または送付を行った場合であっても、ブロックチェーンで当該暗号資産の受入または送付に係る取引がキャンセルされた場合、当社は、かかる受入または送付を取り消すことができるものとします。
  7. 当社は、ハードフォーク等のブロックチェーン分岐、その他暗号資産の仕様の変更またはエアドロップ等の事象等が生じる場合、当社の任意で対応の有無および対応内容を決定するものとし、これらの事象等により新たに生じた暗号資産を登録ユーザーに取得させる義務を負わないものとし、新たに生じた暗号資産を登録ユーザーに取得させる場合には当該手続のために当社に生じた費用を登録ユーザーに請求することができるものとします。当社がかかる対応を行わないこと、または対応内容もしくは対応内容の変更等により登録ユーザーまたは第三者に損害が生じた場合において、当社は責任を負いません。
10. 当社は登録ユーザーの同意（包括的同意を含みます）を得た上で、登録ユーザーへ担保を差入れることなく暗号資産の借入を行うことができるものとします。
  11. 当社は、利便向上・サービス品質向上のために、本サービスに関するテスト等の試験的措置を実施する場合があります。登録ユーザーは、合理的な範囲でこれに協力することに同意するものとします。

## 第 8 条 禁止行為

1. 登録ユーザーは、本サービスの利用に当たり、以下の各号のいずれかに該当する行為をしてはなりません。
  1. 当社、または本サービスの他の利用者その他の第三者の知的財産権または肖像権を侵害する行為（かかる侵害を直接または間接に惹起する行為を含みます。）
  2. 当社の事前の承諾なしに当社が著作権を含む知的財産権や肖像権を有するものを商用利用する行為や第三者へ転載等を行う行為
  3. 当社、当社関係会社その他当社に関連する者または本サービスの他の利用者その他の第三者のプライバシーの権利、名誉、その他の権利または利益を侵害する行為（かかる侵害を直接または間接に惹起する行為を含みます。）
  4. 詐欺行為、無限連鎖講等の開設や勧誘、違法な物品・サービス等の購入・販売、犯罪による収益の移転またはそれに基づくサービス利用を行う行為
  5. 犯罪行為に関連する行為または公序良俗に反する行為
  6. 国や地域を問わず、賭博・ギャンブル（オンラインカジノを含みます。以下同じ。）を実施・開催する行為、もしくは賭博・ギャンブルを実施・開催する者との間で暗号資産を送付・受領する行為、または、これらの行為を助長・促進する一切の行為（アフィリエイト広告を含みます。）
  7. 異性等交際に関する情報を送付する行為
  8. 広告配信等の他の登録ユーザーその他第三者に対する勧誘行為（ただし、当社が認める場合を除きます。）
  9. 法令または当社もしくは登録ユーザーが所属する業界団体の内部規則に違反する行為



10. 暗号資産の二重譲渡に該当する行為またはこれを試みる行為
11. コンピューター・ウィルスその他の有害なコンピューター・プログラムを含む情報を送付する行為または当社の管理するシステム、サーバー、ネットワークその他の機能を破壊もしくは妨害し、または、不必要に過度の負担をかける行為
12. 本サービスに関連するまたは当社が管理するシステム、サーバー、ネットワークその他のエラー、バグ、セキュリティーホール、その他瑕疵を利用する行為
13. 本サービスに関し利用しうる情報を改ざんする行為
14. 当社が定める一定のデータ容量以上のデータを送付する行為
15. 当社の提供していないAPI その他のプログラムの使用等により、当社のシステムの意図から外れた方法で本サービスを利用し、当社のシステムおよび他の登録ユーザーに影響を及ぼす行為
16. 当社から保有する暗号資産関連店頭デリバティブ取引の建玉の数量を削減するように求める通知を受けたにも関わらず、当社の求める期限までに保有する建玉の数量を削減しないなど（ただしこれに限らない）、当社による本サービスの運営を妨害する恐れのある行為
17. リプレイアタック（リプレイ攻撃）等により登録ユーザー、当社または当社関係会社の資産を故意に盗む行為
18. 風説や事実と異なることを流布し、偽計または威力等を用いて当社の信用を毀損する行為または恐喝行為
19. 同一人物が複数のアカウントを作成する行為
20. 複数人物が一つのアカウントを利用する行為または登録ユーザー本人以外の第三者にアカウントを利用させる行為
21. 架空の名義または他人の名義など本人名義以外の名義をもってアカウントを開設もしくは開設を試みる行為、それに伴う取引、またはアカウントに係る登録情報の全部または一部につき、当社に虚偽の情報を申告する行為
22. 事前に当社から書面による同意を得た場合を除き、本サービスまたは本サービスの利用等により得た情報等を利用する等して、第三者へ本サービス（暗号資産売買取引や暗号資産の移転もしくは決済または価格情報等の配信を含むがそれに限らない）と同一もしくは類似のサービスを自ら提供し（本サービスを利用して第三者の注文を取次ぎ、または第三者のために本サービスを利用して取引を行うことを含みます。）、もしくは本サービスを第三者へサービスや物品等を提供する等の商用目的で利用し（自らまたは第三者が販売または発行する暗号資産またはトークンの販売・払込代金として、不特定多数の第三者から暗号資産を受け取る行為を含みます。）、または子会社その他の自己の支配下にある第三者にそれらを行わせる行為
23. 登録ユーザー本人以外の第三者よりアカウントへ金銭の受入または第三者へアカウントより金銭の払出を行う行為（ただし、事前に当社より明示的に許可された場合を除きます。）
24. 本サービスの利用とは関係がないと思われる入出金または短時間での注文を繰り返す行為、または短時間に連続して同一の受取人に対する暗号資産の送付を繰り返す等、本サービスの利用状況が不相当または不審と当社が判断する行為
25. 暗号資産関連取引（暗号資産関連デリバティブ取引を含む。以下同じ。）のためまたは暗号資産（暗号資産の指数を含む。）の価格の変動を図る目的のために行う次に掲げる行為
  1. 行為者が直接経験または認識していない合理的な根拠のない事実を不特定多数の者に流布すること。
  2. 他人を錯誤に陥れるような手段を用いて詐欺的な行為を行うこと。徒に他人の射幸心をあおるような言動を行うこと。
  3. 暴行または脅迫を用いること。
26. 暗号資産の価格または暗号資産関連店頭デリバティブ取引における取引価格に人為的な操作を加え、これを変動させる行為として、次に掲げる取引
  1. 暗号資産関連取引について他人に誤解を生じさせる目的をもって行われる権利の移転、金銭の授受等を目的としない仮装の取引
  2. 暗号資産関連取引について他人に誤解を生じさせる目的をもって行われる第

- 三者との通謀取引
3. 他人を暗号資産関連取引に誘引する目的で、当該暗号資産関連取引が繁盛していると誤解させる目的をもって行われる暗号資産関連取引に係る現実の取引
  4. 他人を暗号資産関連取引に誘引する目的で、暗号資産の価格が自己または他人の市場操作によって変動する旨を流布させ、または重要な事項につき虚偽または誤解を生じさせる表示を故意に行う取引
  5. 金融商品取引法第185条の22第1項各号、同法第185条の23第1項、同法第185条の24第1項各号および同条第2項各号に規定する行為
27. 内部者が、暗号資産関係情報をその者の内部者としての地位に関して、知って行う当該暗号資産関係情報に係る暗号資産関連取引
28. 登録ユーザーが自ら行った取引上被った損失等に関する以下の行為
1. 当該損失等の発生前に、当社又は第三者に対して、損失保証又は利益保証の約束をするよう要求する行為
  2. 当該損失等の発生後に、当社又は第三者に対して、損失補てん又は利益追加のための財産上の利益提供の約束を要求する行為
  3. 当該損失等の発生後に、当社又は第三者に対して、損失補てん又は利益追加のための財産上の利益を要求し又は第三者に要求させる行為
29. その他、当社が不適切と判断する行為
2. 当社は、本サービスにおける登録ユーザーが前項各号のいずれかに該当し、または該当する恐れがあると当社が判断した場合には、当社の裁量で、登録ユーザーに事前に通知することなく、当該登録ユーザーが送付した情報の全部もしくは一部の削除、当該登録ユーザーのアカウントの削除もしくは停止、または、第6条第4項に定める処理のほか、当該登録ユーザーの保有する金銭または暗号資産等の没収等の措置を取ることができるものとします。その際、当社は登録ユーザーから受領した書類等を返還する義務を負わないものとします。当社は、本項に基づき当社が行った措置に基づき登録ユーザーに生じた損害について責任を負いません。
  3. 当社は、登録ユーザーが第1項各号のいずれかの行為を行ったことにより登録ユーザーに生じた損害について責任を負いません。また、登録ユーザーは、第1項各号のいずれかの行為を行ったことにより当社に損害が生じた場合、当該損害を賠償するものとします。

## 第9条 本サービスの停止等

1. 当社は、以下のいずれかに該当する場合には、登録ユーザーに事前に通知することなく、一部または全てのユーザーによる本サービスの利用の全部または一部を停止または中断することができるものとします。
  1. 本サービスに係るコンピューター・システムの点検または保守作業を定期的または緊急に行う場合
  2. コンピューター、通信回線等が事故により停止した場合
  3. 火災、停電、天災地変、戦争、政変、ストライキ、法令・規則等の変更、法定通貨または暗号資産事情の急変などの不可抗力により本サービスの運営ができなくなった場合
  4. ハッキング・その他の方法による当社資産または預かり資産の盗難等の場合
  5. 値付システムその他の本サービス提供に必要なシステムの異常の場合
  6. アカウントの不正利用、本規約違反等の調査を行う場合
  7. 法令、当社もしくは登録ユーザーが所属する業界団体の内部規則、当社規則等に基づき調査を行うことが必要と当社が判断する場合
  8. 登録ユーザーアカウントの金銭または暗号資産が犯罪収益に関するものまたはその疑いがあると当社が判断する場合
  9. 暗号資産の流動性が著しく低下した場合
  10. ハードフォーク等のブロックチェーン分岐、その他暗号資産の仕様の変更等が行われた結果、当社が暗号資産またはそれに関連するサービスの一部または全部を取り扱わないと判断する場合

11. 法令、政策ならびに社会情勢の変化等により、サービス提供の継続が行えないと当社が判断した場合
  12. その他、当社が停止または中断を必要と判断した場合
2. 当社は、当社の都合により、本サービスの提供を終了することができます。この場合、当社は登録ユーザーに事前に通知するものとします。
  3. 当社は、当社の暗号資産の在庫状況により、登録ユーザーに事前に通知なく本サービスの提供を停止することができます。
  4. 当社は、本条に基づき当社が行った措置に基づき登録ユーザーに生じた損害について責任を負いません。

## 第10条 ダウンロード等についての注意事項

登録ユーザーは、本サービスの利用開始に際しまたは本サービスの利用中に、当社ウェブサイトからのダウンロードその他の方法によりソフトウェア等を登録ユーザーのコンピューター等にインストールする場合には、登録ユーザーが保有する情報の消滅もしくは改変または機器の故障、損傷等が生じないように十分な注意を払うものとし、当社は登録ユーザーに発生したかかる損害について責任を負わないものとします。

## 第11条 権利帰属

1. 当社ウェブサイトおよび本サービスに関する所有権および知的財産権は全て当社または当社にライセンスを許諾している者に帰属しており、本規約に定める登録に基づく本サービスの利用許諾は、当社ウェブサイトまたは本サービスに関する当社または当社にライセンスを許諾している者の知的財産権の使用許諾を意味するものではありません。登録ユーザーは、いかなる理由によっても当社または当社にライセンスを許諾している者の知的財産権を侵害する恐れのある行為（逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリングを含みますが、これらに限定されません。）をしないものとします。
2. 当社ウェブサイトまたは本サービスにおいて、登録ユーザーが投稿その他送付を行った文章、画像、動画その他のデータについては、当社において、無償で自由に利用（複製、複写、改変、第三者への再許諾その他のあらゆる利用を含みます。）することができるものとします。

## 第12条 登録取消等

1. 当社は、登録ユーザーが、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、事前に通知または催告することなく、当該登録ユーザーについて本サービスの利用を一時的に停止し、または登録ユーザーとしての登録を取り消すことができます。
  1. 本規約のいずれかの条項に違反したまたは違反の恐れがあると当社が判断する場合
  2. 登録情報に虚偽の事実があることが判明した場合
  3. 当社、他の登録ユーザーその他の第三者に損害を生じさせるおそれのある目的または方法で本サービスを利用した、利用しようとした場合、または公的機関、自主規制機関、その他第三者の照会や申告等、報道等に基づきそのようなおそれがあると当社が判断する場合
  4. 手段の如何を問わず、本サービスの運営を妨害した場合
  5. 支払停止もしくは支払不能となり、または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくはこれらに類する手続の開始の申立てがあった場合
  6. 自ら振出し、もしくは引受けた手形もしくは小切手につき、不渡りの処分を受けた場合、または手形交換所の取引停止処分その他これに類する措置を受けたとき
  7. 差押、仮差押、仮処分、強制執行または競売の申立てがあった場合
  8. 当社所定の期日までに必要な代金または料金等が支払われないとき
  9. 租税公課の滞納処分を受けた場合
  10. 死亡した場合

11. 家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始されている、もしくは開始されることとなった場合、または、家庭裁判所の審判により任意後見監督人の選任がなされ任意後見が開始されている、もしくは開始されることになった場合のいずれかに該当し、本サービスの利用継続が困難であると当社が判断する場合
  12. 3か月以上本サービスの利用がなく、当社からの連絡に対して応答がない場合
  13. 登録情報その他本サービスの利用に関する当社からの照会につき、合理的な理由なく回答をしない場合
  14. 登録ユーザーが当社もしくは当社従業員に対して、電話、FAX、メール、メッセージなどの連絡手段を通じて、または直接に、暴力行為、限度を超えた暴言、誹謗、中傷、脅迫その他社会通念上不適切な言動を取った場合
  15. 第3条第5項各号に該当するまたは該当の恐れがあると当社が判断する場合
  16. 公的機関または自主規制機関等より指示または要請等があった場合
  17. その他、当社が登録ユーザーとしての登録の継続を適当でないと判断した場合
2. 前項各号のいずれかの事由に該当した場合、登録ユーザーは、当社に対して負っている債務の一切について当然に期限の利益を失い、直ちに当社に対して全ての債務の支払を行わなければなりません。
  3. 当社は、本条に基づき当社が行った行為により登録ユーザーに生じた損害について責任を負いません。
  4. 登録ユーザーは、当社所定の方法で当社に通知することにより、自己の登録ユーザーとしての登録を取り消すことができます。
  5. 第1項各号のいずれかの事由に該当した場合その他登録取消の場合には、当社は、登録ユーザーへの事前連絡や登録ユーザーの承諾を要することなく、登録ユーザーの計算かつ当社の任意のタイミングで、登録ユーザーのアカウントにおける暗号資産の全てまたは一部の残高を売却その他の方法で処分し、当社へ証拠金を預け入れて行う暗号資産関連店頭デリバティブ取引の残存する建玉を反対売買等により決済することができるものとします。この場合に発生した諸費用は登録ユーザーが負担するものとします。
  6. 登録取消を行う場合において、登録ユーザーが当社に支払うべき不足金その他の債務があるときは、登録ユーザーは当社に対して直ちに支払うものとします。かかる支払後において、認証済の銀行口座登録があり、かつ、出金手数料を上回る残高がある場合のみ、出金手数料を差し引いた金額を日本円で当該銀行口座へ返金します。
  7. 前二項にかかわらず、当該登録ユーザーの保有する金銭または暗号資産等が犯罪による収益の移転または犯罪行為に関連するものであるもしくはその疑いがある場合には、当社は、当該登録ユーザーの保有する金銭または暗号資産等の返還を拒絶し、第8条第2項に従って没収その他必要な措置を取ることができるものとします。
  8. 当社との取引において、期限の到来、期限の利益の喪失その他の事由によって、登録ユーザーが当社に対する債務を履行しなければならない場合、当社は、その債務と登録ユーザーの取引に係る債権その他一切の当社に対する債権を、その債権の期限にかかわらず、登録ユーザーに事前に通知することなく、いつでも相殺することができるものとします。この場合における相殺については、第6条における相殺についての規定が適用されます。
  9. 登録ユーザーが当社に対し負担する債務を当社の定める期限時限までに履行しないとき、当社は、登録ユーザーが当社に対して差し入れている担保物について、通知、催告等を行わず、かつ法律上の手続きによらないで、登録ユーザーの計算において、当社の任意で処分し、その取得金から諸費用を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず債務の弁済に充当することができるが、また当該弁済充当を行った結果、残債務がある場合には、当該登録ユーザーは直ちに当社に対して弁済を行うものとします。
  10. 登録ユーザーが当社と行う取引に関し、当社に対し負担する債務を履行しなかった場合、当社は、当社が占有している登録ユーザーの証拠金を処分できるものとし、この場合すべて前項に準じて取り扱われるものとします。
  11. 登録ユーザーが当社と行う本取引に関し、当社に対する債務の履行を怠ったとき、当社は、当社の請求により、当社に対し履行期日の翌日より履行の日まで遅延損害金を申し受けることができるものとします。遅延損害金の算定方式については第6条の規定が適用されます。

## 第13条 保証の否認および免責

1. 当社は、暗号資産の販売・買取、暗号資産関連店頭デリバティブ取引、その他関連サービスならびに暗号資産の価値、機能、安定性、使用先および用途等につき如何なる保証および如何なる責任（瑕疵担保責任を含みます。）も負うものではありません。さらに、登録ユーザーが当社から直接または間接に本サービスまたは他の登録ユーザーに関する情報を得た場合であっても、当社は登録ユーザーに対し本規約において規定されている内容を超えて如何なる保証も行わないものではありません。
2. 当社は、暗号資産の販売・買取のサービス、登録ユーザー間で暗号資産を売買する場を提供するサービス、および登録ユーザーの暗号資産関連店頭デリバティブ取引に当社が相対で応じるサービスを行うものであって、登録ユーザーの注文を成立させる義務を負うものではありません。したがって、登録ユーザーの注文が成立せず、または登録ユーザー間もしくは登録ユーザーと当社との売買契約において無効、取消、解除その他契約の成立または有効性を妨げる事由があった場合でも、当社は、登録ユーザーに対して、損害を賠償する責任を負わないものとします。登録ユーザーの入力誤りその他のいかなる行為、登録ユーザー、当社または第三者の通信・システム機器等の故障、障害もしくは稼働状況、天災地変またはサイバー攻撃その他のいかなる原因により、当社がサービスの全部または一部を停止または制限する、登録ユーザーの注文が無効となる、意図しない約定結果となるもしくは約定しない、登録ユーザーの注文の取引執行が遅延するまたは意図しない注文が執行される等の事案が発生し、これにより登録ユーザーまたは第三者に損害が生じた場合において、当社は責任を負わないこととします。また、登録ユーザーは注文の種類や市場の状況等により、登録ユーザーの意図しない取引結果となる可能性があることを予め理解し同意するものとします。取引結果により登録ユーザーまたは第三者に損害が生じた場合において、当社は責任を負いません。
3. 登録ユーザーは、本サービスを利用することが、登録ユーザーに適用のある法令、業界団体の内部規則等に違反するか否かを自己の責任と費用に基づいて調査するものとし、当社は、登録ユーザーによる本サービスの利用が、登録ユーザーに適用のある法令、業界団体の内部規則等に適合することを何ら保証するものではありません。
4. 本サービスまたは当社ウェブサイトに関連して登録ユーザーと他の登録ユーザーまたは第三者との間において生じた取引、連絡、紛争等については、登録ユーザーの責任において処理および解決するものとし、当社はかかる事項について責任を負いません。
5. 登録ユーザーは、自己の責任において本サービスおよび当社ウェブサイトの使用を行うものとし、当社は、登録ユーザーのコンピューター機器および環境に対するウェブサイトおよびサービスの妥当性または互換性を保証しません。
6. 当社は、当社による本サービスの提供の中断、停止、終了、利用不能または変更、登録ユーザーのメッセージまたは情報の削除または消失、登録ユーザーの登録の取消、本サービスの利用によるデータの消失または機器の故障もしくは損傷、その他本サービスに関連して登録ユーザーが被った損害につき、賠償する責任を負わないものとします。
7. 当社ウェブサイトから他のウェブサイトへのリンクまたは他のウェブサイトから当社ウェブサイトへのリンクが提供されている場合でも、当社は、当社ウェブサイト以外のウェブサイトおよびそこから得られる情報に関して如何なる理由に基づいても責任を負わないものとします。
8. 当社は、法律、政令、法令、規則、命令、通達、条例、ガイドラインその他の規制（以下「法令等」といいます。）もしくはセキュリティの観点、または異常取引・不正取引の防止・調査等のために取引規制もしくは制限を任意に行えることとし、当社はこれによって直接または間接に発生した損失等について責任を負わないものとします。
9. 当社は、システムの異常等いかなる事由であれ、提示価格が、市場実勢相場と大幅に乖離している等、誤りもしくは異常値である、または不公正な価格形成に基づくものと当社が合理的に判断する場合には、当該提示価格を無効とし、当該提示価格に基づいた登録ユーザーの約定を取消することができます。これにより直接または間接に発生した損失等について当社は賠償等の責任を負いません。
10. 当社は、暗号資産もしくは暗号資産関連店頭デリバティブ取引に対する法令等または関連した消費税を含む税制の将来の変更により登録ユーザーに損害が発生した場合であっても、賠償する責任を負わないものとします。
11. 当社は、暗号資産もしくは暗号資産関連店頭デリバティブ取引に対する法令等または関連し

た消費税を含む税制の将来の変更が過去に遡及した場合に、これにより登録ユーザーに損害が発生した場合であっても、過去に遡って賠償する責任を負わないものとします。

## 第 14 条 紛争処理および損害賠償

1. 登録ユーザーは、本規約に違反することにより、または本サービスの利用に関連して当社に損害を与えた場合、当社に対しその損害を賠償しなければなりません。
2. 当社は、本サービスに関連して登録ユーザーが被った損害について、賠償の責任を負いません。
3. 前項その他当社の損害賠償責任を免責する規定は、消費者契約法その他法令で認められる範囲でのみ効力を有するものとします。なお、消費者契約法その他法令で当社の損害賠償責任の免責が認められない場合においても、当社に故意または重過失がある場合を除き、当社の賠償責任は、損害の事由が生じた時点から遡って過去 1 か月の期間に登録ユーザーから現実  
に受領した本サービスの手数料の総額を上限とします。

## 第 15 条 秘密保持

1. 本規約において「秘密情報」とは、利用契約または本サービスに関連して、登録ユーザーが、当社より書面、口頭もしくは記録媒体等により提供もしくは開示されたか、または知り得た、当社の技術、営業、業務、財務、組織、その他の事項に関する全ての情報を意味します。ただし、(1)当社から提供もしくは開示がなされたときまたは知得したときに、既に一般に公知となっていた、または既に知得していたもの、(2)当社から提供もしくは開示または知得した後、自己の責めに帰せざる事由により刊行物その他により公知となったもの、(3)提供または開示の権限のある第三者から秘密保持義務を負わされることなく適法に取得したものの、(4)秘密情報によることなく単独で開発したもの、(5)当社から秘密保持の必要な旨書面で確認されたものについては、秘密情報から除外するものとします。
2. 登録ユーザーは、秘密情報を本サービスの利用の目的のみに利用するとともに、当社の書面による承諾なしに第三者に当社の秘密情報を提供、開示または漏洩しないものとします。
3. 第 2 項の定めにかかわらず、登録ユーザーは、法律、裁判所または政府機関の命令、要求または要請に基づき、秘密情報を開示することができます。ただし、当該命令、要求または要請があった場合、速やかにその旨を当社に通知しなければなりません。
4. 登録ユーザーは、当社から求められた場合にはいつでも、遅滞なく、当社の指示に従い、秘密情報ならびに秘密情報を記載または包含した書面その他の記録媒体物およびその全ての複製物を返却または廃棄しなければなりません。

## 第 16 条 有効期間

利用契約は、本サービスの提供期間中、登録ユーザーについて第 3 条に基づく登録が完了した日から当該登録ユーザーの登録が取り消された日まで、当社と登録ユーザーとの間で有効に存続するものとします。

## 第 17 条 本規約等の変更

1. 当社は、本サービスの内容を自由に変更できるものとします。
2. 当社は、本規約（当社ウェブサイトに掲載する本サービスに関するルール、諸規定等を含みます。以下本条において同じ。）を変更できるものとします。当社は、本規約を変更する場合には、登録ユーザーに本規約を変更する旨、変更後の本規約の内容、当該変更内容および当該変更の効力発生時期を通知するものとし、当該変更内容の通知後、登録ユーザーが本サービスを利用した場合または当社の定める期間内に登録取消の取  
手続を取らなかった場合には、登録ユーザーは、本規約の変更  
に同意したものとみなします。
3. 本規約の変更内容が、登録ユーザーの従来の権利を制限するもしくは登録ユーザーに新たな義務を課すものであるときは、当社は前号に定める通知を当社の定める時期において効力発生前に通知するとともに、前号にかかわらず登録ユーザーに対して変更内容への同意を求める場合があります。この場合において、登録ユーザーが当社の定める期間内に変更内容に同意

しなかった場合、当社は当該登録ユーザーの本サービス利用を制限することがあります。

## 第 18 条 連絡/通知

1. 本サービスに関する問い合わせその他登録ユーザーから当社に対する連絡または通知、および本規約の変更に関する通知その他当社から登録ユーザーに対する連絡または通知は、当社の定める方法で行うものとします。
2. 前項の規定に基づき、当社からお客様への通知を電子メールの送付または当社ウェブサイトへの掲載により行う場合には、当該通知は、それぞれ電子メールの送付または当社ウェブサイトへの掲載がなされた時に効力を生じるものとし、お客様の住所または事務所宛に郵送により通知を行う場合には、当該通知は、当社が発信した時にその効力を生じるものとします。
3. 本サービスに関する諸通知が、お客様の転居、不在その他当社の責めに帰すことのできない事由により延着し、または到達しなかった場合においては、通常到達すべき時に到達したものとみなして取扱うものとします。
4. 登録ユーザーの解約は本規約に則って行うものとします。

## 第 19 条 本規約の譲渡等

1. 登録ユーザーは、当社の書面による事前の承諾なく、利用契約上の地位または本規約に基づく権利もしくは義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。
2. 当社は本サービスに係る事業を他社に譲渡した場合には、当該事業譲渡に伴い利用契約上の地位、本規約に基づく権利および義務ならびに登録ユーザーの登録情報その他の顧客情報等の一部または全部を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、登録ユーザーは、かかる譲渡につき本項において予め同意したものとします。なお、本項に定める事業譲渡には、通常の事業譲渡のみならず、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含むものとします。

## 第 20 条 分離可能性

本規約のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定および一部が無効または執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有し、当社および登録ユーザーは、当該無効もしくは執行不能の条項または部分を適法とし、執行力を持たせるために必要な範囲で修正し、当該無効もしくは執行不能な条項または部分の趣旨ならびに法律的および経済的に同等の効果を確保できるように努めるものとします。

## 第 21 条 存続規定

第 5 条第 2 項、第 6 条（未払がある場合に限り。））、第 8 条第 2 項、第 9 条第 4 項、第 10 条、第 11 条、第 12 条第 2 項、第 3 項、第 5 項から第 7 項、第 13 条から第 15 条まで、ならびに第 19 条から第 22 条までの規定は利用契約の終了後も有効に存続するものとします。ただし、第 15 条については、利用契約終了後 3 年間に限り存続するものとします。

## 第 22 条 準拠法および管轄裁判所

本規約の準拠法は日本法とし、本規約に起因したまたは関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 第 23 条 協議解決

当社および登録ユーザーは、本規約に定めのない事項または本規約の解釈に疑義が生じた場合には、

互いに信義誠実の原則に従って協議の上速やかに解決を図るものとします。

- 【平成 26 年 4 月 16 日制定】
- 【平成 27 年 8 月 25 日改定】
- 【平成 29 年 11 月 6 日改定】
- 【平成 30 年 12 月 19 日改定】
- 【令和元年 5 月 28 日改定】
- 【令和 2 年 2 月 26 日改定】
- 【令和 2 年 4 月 20 日改定】
- 【令和 3 年 11 月 10 日改定】
- 【令和 4 年 3 月 28 日改定】
- 【令和 4 年 10 月 1 日改定】
- 【令和 5 年 7 月 27 日改定】
- 【令和 6 年 3 月 15 日改定】